

＜定期券払戻しの特殊取扱いについて＞

差額運賃のお支払いならびに定期券の継続購入についてお客様にご迷惑をおかけいたしますが、改定後の片道運賃額にて定期券をお求めいただくお客様に以下の特殊取扱いを実施いたします。ご購入の際に窓口にお申し出ください。

『お取り扱いの内容』 改定後の片道運賃額を指定してご購入いただく際に、改定前にご購入いただきました定期券を日割り計算・手数料なしで払いもどしをいたします。

『計算式』 定期券発売額 ÷ 通用期間 × 未使用日数(お申出日の翌日から通用終了日までの日数) = 払いもどし額

例 230 円大人通勤 3 ヶ月定期券(7 月 9 日に通用開始)の定期券を 10 月 1 日に払いもどし
28,730 円 ÷ 92 日 × 7 日 = 2,190 円(一円単位を四捨五入)

『取扱期間』 2019 年 10 月 1 日より 2020 年 4 月 13 日まで

『対象となるお客様』 運賃改定前にご購入いただいた片道運賃が【230 円以上】の定期券を払戻しと同時に、改定後の片道運賃で定期券をご購入いただくお客様

『通学定期券の継続発売』 通学定期券の継続発売時に特殊取扱いを実施する場合は、あらたに通学証明書等の提出は不要といたします。